⑵　被害者に振込入金させるために使用された銀行口座（検察官が既に把握しているもの。五十音順）

ア　阿波銀行山川支店　アカセヒロシ名義　口座番号1135533
イ　伊予銀行高松東支店　シノミヤケイイチロウ名義　口座番号1184533
ウ　伊予銀行本店営業部　ヨシミマサヨシ名義　口座番号4553630
エ　愛媛銀行道後支店　ヨシミマサヨシ名義　口座番号0460330
オ　香川銀行詫間支店　タシロワカミズ名義　口座番号1033242
カ　四国銀行脇町支店　サトウノボル名義　口座番号0326440
キ　中国銀行観音寺支店　キシガミシンイチ名義　口座番号1269478
ク　徳島銀行国府支店　ニシヤマキミエ名義　口座番号5865441
ケ　徳島銀行山川支店　アカセヒロシ名義　口座番号8510250
コ　百十四銀行大野原支店　キシガミカズコ名義　口座番号0437368
サ　百十四銀行観音寺支店　オカダナオキ名義　口座番号1319379
シ　百十四銀行豊浜支店　キシガミシンイチ名義　口座番号0382766
ス　百十四銀行松山支店　ヨシミマサヨシ名義　口座番号0509210
セ　福岡銀行吉塚支店　ナカハラトモカズ名義　口座番号1502967
ソ　三井住友銀行高松支店　ニキハルヤス名義　口座番号6560947
タ　三菱東京ＵＦＪ銀行福生支店　モトズミツギオ名義　口座番号4545157

⑶　主な犯行態様

ア　架空の異性紹介業者の広告を雑誌に掲載
イ　同広告を見て異性紹介を希望してきた相手に対し、入会金や登録料の名目で3,000円から5,000円前後の現金を前記４の⑵の銀行口座に振り込むよう求める。
ウ　上記金額を振り込んだ相手に対し、さらに、紹介女性と会うための保証金あるいは約束を破ったペナルティ料などの名目で、１回当たり数万円から百数十万円前後の現金を前記口座に振り込むよう求める。
エ　その際、「保証金等は女性と会った時に全額返します。」、「振り込まないと契約解除になり、振り込んだお金は全額没収となります。」などと言う。
オ　振込前・後に電話連絡をするよう求める。

５　開始決定の時における給付資金の額　金535万円
６　支給申請期間　平成22年５月25日から平成22年７月26日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　徳島地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成21年９月１日
⑶　確定年月日　平成21年９月16日
⑷　被告人の氏名　髙橋　真人
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、入会金、保証金等の名目で金員を詐取するいわゆる振り込め詐欺集団における実行担当者であり、同集団は、入会金等の名目で金員を詐取して利益を得ることを共同の目的とする多数の構成員からなる継続的結合体であって、前記名目で金員を詐取することを反復して行っていた団体であるが、被告人は、伊勢貴由樹らと共謀の上、「全国会員制交際クラブ㈱アバンテ・システムズ」などと称する異性紹介業者を装って雑誌に広告を掲載し、異性の紹介を希望してきた相手方から入会金等の名目で金員を詐取しようと企て、平成19年６月１日ころから同20年２月中旬ころまでの間、４名の被害者に対し、複数回にわたり、電話で、真実は女性を紹介する意思もなく、また、登録会員もいないのに、これあるように装い、「うちのシステムは紹介した女性からお金を貰って付き合って頂くものです。当社のシステムに登録するのであれば、入会金として5,000円を振り込んでください。」などと嘘を言い、各被害者をしてその旨誤信させ、よって、平成19年６月６日から同20年２月14日までの間、合計75回にわたり、いずれも被告人らが管理する複数の第三者名義の預金口座に現金合計2,386万3,250円を振込入金させ、もって団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付させた。

（罪名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項第９号違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒770―0852　徳島市徳島町２丁目17
徳島地方検察庁　被害回復事務担当
電話番号　088―652―5191（代表）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（徳島地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（徳島地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を平成22年５月12日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成 22 年５月 25 日　　財務大臣　菅　　直人

製造たばこの品目			製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称	製品の区分				
紙巻たばこ	クール・ブースト・５・ボックス	ＦＫ　20本	米国	330円	320円	22. 7. 1
紙巻たばこ	クール・ブースト・ボックス	ＦＫ　20本	米国	330円	320円	22. 7. 1
紙巻たばこ	クール・ミックス・５・ボックス	ＦＫ　20本	米国	330円	320円	22. 7. 1
紙巻たばこ	クール・ミックス・８・ボックス	ＦＫ　20本	米国	330円	320円	22. 7. 1